令和８年12月定例会
議 案 参 考 資 料

八尾市手数料条例の一部改正
新旧対照表

| 現　　行 | 改　正　案 |
| --- | --- |
| 第１条～第８条の３　略<br>（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料）<br>第８条の４　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この条において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に定める登録、交付、閲覧、認定、認可、許可又は検査を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。この場合において、当該手数料の額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位について、その他のものについては１件について定める額とする。<br>⑴～⑼　略<br>⑽　法第37条の３第１項の規定に基づく法第36条第１項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査　31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第１項若しくは第３項又は同法第39条の22第１項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第８条第１号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この号及び次号において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額<br>⑾～⑯　略<br>第８条の４～第13条　略 | 第１条～第８条の３　略<br>（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料）<br>第８条の４　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この条において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に定める登録、交付、閲覧、認定、認可、許可又は検査を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。この場合において、当該手数料の額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位について、その他のものについては１件について定める額とする。<br>⑴～⑼　略<br>⑽　法第37条の３第１項の規定に基づく法第36条第１項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査　31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第１項若しくは第３項又は同法第39条の11第１項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第８条第１号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この号及び次号において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額<br>⑾～⑯　略<br>第８条の４～第13条　略 |